

2長社事第29号-2

令和2年4月24日

各 位

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

理事長 和田 恭良

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の運用改善について(通知)

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の通知に基づき、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の運用改善が行われることとなりました。改善の内容は下記のとおりです。該当する方がおりましたら、下記までご連絡をいただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

## 記

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業への影響等により、内定を取り消されるなど、就業ができない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃の貸付を行う等の運用改善を講じる。

### 2 運用改善の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、就業ができない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に限り、

- ・ 就業するまでの間の求職期間等を家賃貸付の対象とする。
- ・ 貸付期間の上限を2年間から3年間に拡充するとともに、返還免除期間の猶予の特例(※)を設ける。

※ 現行の制度では5年間の就業継続により貸付の返還が免除となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により就業継続が困難となった場合については、求職期間についても就業継続期間に算入できることとする。

長野県社会福祉事業団事務局

担当 森 美彩

TEL 026-228-0337

FAX 026-228-0310